

令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 第2回 運営小委員会

- 1 開催日時：令和2年8月18日
13:30～16:25
- 2 開催場所：福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者：公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名
- 4 議題：(1) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使意見聴取
(2) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨：議題(1)について

労働者側からの発表者は、5業種(製鋼、電機、輸送用機械、百貨店、総合スーパー、自動車(新車)小売)とも、コロナ禍の中ではあるが、地賃についても格差是正のもとに有額回答がなされた以上、特定最賃についても地賃に対する水準的優位性を維持し、産業全体のセーフティネットを労使で構築する場であることから、改正の必要性ありとの意見であった。

使用者側からの発表者は、コロナ禍による経済の落ち込みは大きく、このような状況の中で特定最賃の引上げは雇用の維持、企業存続に極めて大きな影響があり、先行き不透明であることから、5業種とも、特定最賃の引き上げを行える状況にないとの意見であった。

議題(2)について

労働者側の意見発表を受けて、労働者側代表委員からは、業種毎の状況を踏まえ、賃下げの阻止、正規労働者の健康管理、非正規労働者の切り捨て防止等労働条件改善・確保等の為、特定最低賃金の改正審議が必要であるとの主張がなされた。

使用者側の意見発表を受けて、使用者側代表委員からは、福岡県の特定最賃はコロナ禍以前から大幅な引き上げがあり、これ以上屋上に屋上を重ねるような特定最賃の改定を行うべきか、他県では改正なしの業種もあるとの主張であり、審議を行うのであれば、改定及び引き上げ水準については、より慎重な議論が必要であるとの主張がなされた。

公益委員からは、労使の意見を総合的に判断した結果、特定最賃改定審議については産業別最低水準のあるべき姿を示す場であり、改正決定に係る審議の必要性ありと考えられるとして、さらに協議を経て、5業種ともに全会一致で改正必要ありとの報告書(案)が採択された。